政治改革に関する特別委員会

第二特別調査室

１　選挙制度改革

(1) 衆議院選挙制度改革

ア　アダムズ方式による定数配分の導入

第45回衆議院議員総選挙（平成21年８月30日執行）の小選挙区選挙に係る一票の較差訴訟において一人別枠方式とこれによる選挙区割りを違憲状態とした最高裁大法廷判決（平成23年３月23日）等[1]を受けた各党間の協議や、「衆議院選挙制度に関する調査会答申[2]」を受け、平成28年５月20日、いわゆる「衆議院選挙制度改革関連法[3]」が成立した。同法により、小選挙区選挙の都道府県別定数配分及び比例代表選挙のブロック別の定数配分は、10年ごとの大規模国勢調査における日本国民の人口に基づきアダムズ方式により配分することとされ、平成32年（令和２年）の大規模国勢調査から導入することとされた。

> **アダムズ方式**
> 各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式。人口規模の小さい県に比較的有利とされる。

イ　令和２年国勢調査に基づく公職選挙法の改正（区割り改定）

令和２年国勢調査の結果に基づき、令和４年６月16日に衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案に関する勧告を受け、10月25日（第210回国会（臨時会））、同勧告を踏まえた小選挙区選挙の区割りの改定（10増10減）と令和２年国勢調査に基づく比例代表選挙のブロック別定数の改定を内容とする法律案が国会に提出され、11月18日、成立した（「公職選挙法の一部を改正する法律（令和４年法律第89号）」）。これにより、選挙区間の最大較差は、2.096倍から1.999倍（令和２年国勢調査日本国民人口）に縮小した。

新たな区割りで行われた第50回衆議院議員総選挙（令和６年10月27日執行）の小選挙区

[1] 第45回衆議院議員総選挙（平成21年８月30日執行）において複数の政党が掲げた衆議院議員定数削減の公約や同選挙に係る平成23年最高裁大法廷判決を受け、平成23年10月に衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され、協議が重ねられたが結論が得られず、平成24年11月16日、１人別枠方式を廃止した上で小選挙区の都道府県定数配分を０増５減することを内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（平成24年法律第95号）」が成立した。平成26年12月14日、新しい区割りが適用された第47回衆議院議員総選挙が行われたが、翌27年11月25日、最高裁大法廷は、０増５減の対象県以外は１人別枠方式を含む従前の基準に基づいて配分された定数の見直しが行われていないとして、違憲状態（合理的期間未経過）とする判決を行った。

[2] 平成26年６月19日に議長の下に設置された有識者による「衆議院選挙制度に関する調査会」が平成28年１月14日に提出した答申であり、その主な内容は①衆議院小選挙区比例代表並立制を維持すること、②衆議院議員の定数を10減（小選挙区６減、比例代表４減）すること、③一票の較差是正のため、小選挙区選挙の都道府県定数配分及び比例代表選挙の各ブロック別定数配分をアダムズ方式によるものとし、10年ごとの大規模国勢調査の結果により見直すとともに、中間年の簡易国勢調査の結果によって較差２倍以上の選挙区が生じたときは定数を変更せずに区割りの見直しを行うこと、などであった。

[3] 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号）」

選挙における区割規定の合憲性に係る訴訟（選挙当日有権者数比率　最大2.059倍）について、令和７年９月26日、最高裁判所第二小法廷は、現行制度は、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させ、その状態が安定的に持続するよう設けられたもので、合理性を有することから、合憲との判断を示した。

ウ　小選挙区選挙の区割り改定

小選挙区の区割りについては、10年ごとに行われる大規模国勢調査（次回は令和12年）に基づいて都道府県別定数が見直され、区割り改定案の作成及び勧告が行われる[4]。

なお、中間年（大規模国勢調査が行われた年から５年目に当たる年）に実施される簡易国勢調査において、選挙区間の人口較差が２倍以上となったときは、各都道府県別定数は変更せずに関係選挙区の区割り改定案が作成され、その勧告が当該国勢調査の速報値の公表から１年以内に行われる[5]。

令和７年簡易国勢調査に基づく区割り改定（想定）	
令和７年10月	簡易国勢調査実施
令和８年５月まで	速報値公表（日本国民の人口公表）
	区割り審が区割り改定作業を開始
令和９年５月まで	区割り審が内閣総理大臣へ区割り改定案を勧告（速報値公表から１年以内）
	政府が新たな区割り改定法案を国会に提出、成立、公布
公布から１か月後	新たな区割り改定法施行

エ　衆議院選挙制度に関する協議会の設置に係る経緯と同協議会の概要

10増10減の区割り改定等を行った令和４年の公職選挙法改正に際して、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会[6]において、附帯決議が付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

１　この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。

２　当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、充分な議論を行い、次回の令和７年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。

３　今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。

[4] 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第４条第１項

[5] 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第３条第３項及び第４条第２項

[6] 本委員会は、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会として設置されてきたが、第213回国会（常会）の令和６年４月11日、院議によりその目的、名称等が変更された。

これを受けて、衆議院議員選出のための望ましい選挙制度の在り方等について幅広く協議するため、与野党６党（自民、立憲、維新、公明、国民、共産）の国対委員長会談の要請を受けて、令和５年２月に政党間の実務者レベルの協議機関として衆議院選挙制度協議会が設置された[7]。同協議会は、同年12月、選挙制度について、現行制度や在り方に係る論点の整理、今後本格的な議論を更に深めていく際に必要な「視点」の提示などを内容とする報告書[8]を取りまとめ、与野党国対委員長に提出した[9]。

同報告書では、令和７年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力していくことが、次のステップとして重要であるとしている。

自由民主党及び立憲民主党の国会対策委員長は、与野党を代表して、令和６年11月28日に額賀衆議院議長に対し、衆議院の選挙制度の抜本的な改革に向けた検討を行うため、議長の下に全ての会派が参加する協議の場を早期に設置するよう申し入れた[10]。

衆議院議院運営委員会は、同年12月19日、衆議院の選挙制度について、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うため、衆議院議長の下に、全ての会派が参加する衆議院選挙制度に関する協議会（以下「協議会」という。）を置くことを決定した。

協議会の検討の対象は、①衆議院倫理選挙特別委員会の附帯決議（令和４年11月８日）の検討事項、②与野党６党の国対委員長会談の要請を受けて設置された「衆議院選挙制度協議会」の報告書（令和５年12月）において整理された事項、③協議会が必要と認める事項とし、協議会は、①の附帯決議を踏まえ、令和７年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとされ、協議が進められていた。

オ　衆議院議員の定数削減

令和７年10月20日、自由民主党と日本維新の会は、新たに連立政権を樹立することで合意し、「１割を目標に衆議院議員定数を削減するため、令和７年臨時国会において議員立法案を提出し、成立を目指す」等の内容を含む連立政権合意書を交わした[11]。

同年12月５日（第219回国会（臨時会））、自民及び維新の２派共同提案により「衆議院議員の定数削減等に関する法律案（加藤勝信君外９名提出、第219回国会衆法第11号）」[12]が提

7　『朝日新聞』（令5.2.3）

8　同報告書で提示された「視点」は、①人口動態の変化を踏まえた一票の較差の是正と地方の声の反映、②政党本位、政策本位の実現と残された課題への対応、③あるべき選挙制度と国民目線の見直しの３点で、これらは、協議会が衆議院の正式な機関（協議体）に移行した場合に議論を開始するポイントとなり得るものとされている。

9　『読売新聞』（令5.12.27）

10　『日本経済新聞』（令6.11.28）
このほか「政治改革の柱として衆議院選挙制度の抜本改革を実現する超党派議員連盟」は、令和６年６月27日及び11月22日に、額賀衆議院議長に対し、衆議院選挙制度の抜本的な検討を行う協議体を早期に設置するよう申入れを行った。

11　「自由民主党・日本維新の会　連立政権合意書」自由民主党ＨＰ、日本維新の会ＨＰ

12　同法律案の概要は、①衆議院議員定数を現行の465人の１割を目標に、少なくとも45人削減、②定数削減の具体的な方法等については、衆議院議長の下に設置され各会派で構成される協議会で検討を行い、法公布（施

出され、継続審査となっていたが、令和８年１月23日（第220回国会（常会））の衆議院解散により廃案となった。

(2) 参議院選挙制度改革

平成30年改正公職選挙法（定数６増、特定枠制度導入）が適用された第25回参議院議員通常選挙（令和元年７月21日執行）の選挙区選挙における議員定数配分規定の合憲性に係る訴訟（選挙当日有権者数比率　最大3.00倍）について、令和２年11月18日、最高裁判所大法廷は合憲とした一方で、平成30年改正は立法府における取組が大きな進展を見せているとはいえないと判示した。

この判決を受けて、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、山東参議院議長（当時）の下に設置された「参議院改革協議会」は、令和４年６月８日（第208回国会（常会））、山東議長に対し、議論を令和４年の通常選挙後の次の協議会に引き継ぐとする「参議院改革協議会報告書」を提出した。

同年11月11日（第210回国会（臨時会））、尾辻参議院議長（当時）の下に改めて「参議院改革協議会」が設置された。さらに、同年12月16日に「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」が設置され、令和６年６月７日（第213回国会（常会））、同専門委員会は、これまでの協議内容について取りまとめ、合区は解消すべきとの意見が大勢であるが、具体的な選挙制度の枠組みについては意見の集約が難しく、参議院として引き続き真摯な検討を続けるべきとする「選挙制度に関する専門委員会報告書」を松山改革協議会座長（当時）に提出した。

令和７年12月５日（第219回国会（臨時会））、関口参議院議長の下に、「参議院改革協議会」が設置された。

なお、第26回参議院議員通常選挙（令和４年７月10日執行）[13]の選挙区選挙における議員定数配分の合憲性に係る訴訟（選挙当日有権者数比率　最大3.03倍）について、令和５年10月18日、最高裁判所大法廷は、同選挙までの間、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないのはもとより、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難いものの、較差は有意な拡大傾向にあるともいえず、立法府の較差の更なる是正に向けた取組について、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる等として、合憲と判示した。

さらに、第27回参議院議員通常選挙（令和７年７月20日執行）[14]の選挙区選挙における議員定数配分の合憲性に係る訴訟（選挙当日有権者数比率　最大3.13倍）[15]が提起されており、最高裁において令和８年中に判断が示される見通しである[16]。

行）から１年以内に結論を得る、③法公布（施行）から１年以内に定数削減の具体的な方法に関する法律が成立しないときは、小選挙区選出議員を25人、比例代表選出議員を20人自動的に削減することである。

[13] 参議院選挙制度については、平成30年以降法改正が行われておらず、第26回及び第27回参議院議員通常選挙は第25回参議院議員通常選挙と同じ選挙区及び定数により執行された。

[14] 同上

[15] 各高裁・支部の判断は「合憲」が５件、「違憲状態」が11件であった。

[16] 『読売新聞』『朝日新聞』（令7.11.26）等

２　その他の公職選挙法関係

(1) 最近における選挙をめぐる状況への対応

第217回国会（常会）において、選挙ポスターの品位保持規定を設ける公職選挙法改正案が成立した（「公職選挙法の一部を改正する法律（令和７年法律第19号）」）。

同法の附則には、令和６年11月執行の兵庫県知事選挙等において発生した、選挙に関するＳＮＳ等の利用の状況に係る問題や、他の候補の当選を目的にしたいわゆる「二馬力」の選挙運動に関する問題を受け、「選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方」に係る検討条項が規定された。

これを踏まえ、与野党による「選挙運動に関する各党協議会」[17]は、令和７年４月１日、ＳＮＳを利用した選挙運動に関する規制の在り方及びいわゆる「二馬力」の選挙運動への対応を優先課題として議論を行う方針を決めた[18]。

(2) 被選挙権年齢の引下げの議論

選挙権年齢の18歳以上への引下げ（平成28年６月施行）を踏まえ、被選挙権年齢の引下げについても各党で議論が行われている。

第197回国会（臨時会）の平成30年11月28日、超党派の若手議員による「若者政策推進議員連盟」が、各党の政策責任者に、若者の政治参加促進のための提言を申し入れ、その中に「各級選挙の被選挙権年齢の一律18歳への引下げ」が盛り込まれた。同議員連盟は、第213回国会（常会）の令和６年６月17日にも改めて同趣旨の提言を取りまとめ、各党の政策責任者に「被選挙権年齢及び供託金引き下げに関する協議会設置の要望書」とともに提言の申入れを行った。

立憲は、第217回国会（常会）に、衆議院議員及び地方議会議員の被選挙権年齢を満18年に、参議院議員及び首長の被選挙権年齢を満23年に、それぞれ引き下げることを内容とする「公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（第217回国会衆法第50号）」を提出し、同法律案は継続審査となっていたが、令和８年１月23日（第220回国会（常会））の衆議院解散により廃案となった。

[17] 当初は与野党７党（自民、立憲、維新、国民、公明、れいわ、共産）により行われていたが、令和７年12月19日の同協議会から参政党が参加している。

[18] 『読売新聞』『朝日新聞』（令 7.4.2）等

３　政治資金制度改革

令和５年12月、政治資金パーティーをめぐり、いわゆる派閥の政治団体と国会議員側との間で、収支報告書に記載のない多額の資金移動があったとする問題が報道され、以降、国会では政治資金制度に関する多くの議論がなされ、政治資金規正法の改正等が行われた。

(1) 令和６年６月改正（第213回国会（常会））

第213回国会（常会）においては、「政治資金規正法の一部を改正する法律（令和６年法律第64号。以下「令和６年６月改正」という。）」が成立した。その主な内容は以下のとおりである。

【令和６年６月改正の概要】

１　国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等（代表者の監督責任、罰則の強化等）

２　政治資金監査の強化（国会議員関係政治団体の範囲の拡充※１、翌年への繰越しの金額の確認等）

３　政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進（収支報告書等のオンライン提出の義務化※２等）

４　政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ（20万円超→５万円超）※２

５　政治資金パーティーの対価の支払方法の制限（口座振込みによる方法への制限）

６　政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止

７　国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保（みなし国会議員関係政治団体）

８　個人寄附者等の個人情報の保護※２

施行期日：原則として、令和８年１月１日から施行
※１　令和７年10月１日から施行
※２　令和９年１月１日から施行

（注）上記改正に含まれていた「いわゆる政策活動費の使途公開」は、令和６年12月改正により削除された。

○　以下の事項については、今後の検討事項とされた。

１　政党交付金の交付停止等の制度の創設

２　政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容

３　政治資金に関する独立性が確保された機関の設置

４　検討

⑴　外国人等による政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制

⑵　個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置

⑶　自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外

⑷　政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討

なお、本委員会での採決に際し、附帯決議が付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

1　政治資金パーティーを開催する者が同一の者から受けることができる当該政治資金パーティーの対価の支払の上限額の在り方及び政党その他の政治団体に係る政治資金パーティー以外の事業による収入の在り方について、政治活動の公正を確保する観点から、検討を行うこと。

2　政治団体の代表者が親族間で異動することによる政治資金の移動の制限の在り方について、公職を担う多様な人材を確保する観点から、検討を行うこと。

3　政党が議会制民主政治において極めて重要な存在であることを踏まえ、政党の望ましいガバナンスの在り方について、政党の自主性及び自律性の確保に配慮しつつ、法整備の要否も含めて、中長期的に検討を行うこと。

4　政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。

5　国会議員関係政治団体の収支報告書について、誰もが閲覧できるようなデータベース化を含め、検索可能性を高める情報提供の在り方について検討を行うこと。

(2) 令和６年12月改正（第216回国会（臨時会））

令和６年６月改正に多くの検討条項が設けられたこと等を受け、引き続き各党において政治資金規正法の再改正等の検討が行われた。

第216回国会（臨時会）においては、①「政治資金規正法の一部を改正する法律（令和７年法律第１号）」、②「政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２号）」及び③「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和７年法律第３号）」（以下「令和６年12月改正」という。）が成立した。各法律の主な内容は以下のとおりである。

【令和６年12月改正の概要】

① 政治資金規正法の一部を改正する法律（令和７年法律第１号）

渡切りの方法による経費支出の禁止

（施行期日：令和８年１月１日から施行）

② 政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２号）

1　収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実（政党本部又は政治資金団体に係る収支報告書のオンライン提出の義務化及び収支報告書に係るデータベースを用いた公表）

2　外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等

3　租税特別措置法の一部改正（公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとする）※

（施行期日：原則として、令和９年１月１日から施行
（※ 令和８年１月１日から施行））

（注）改正法附則において、政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置については、この法律の公布の日（令和７年１月８日）後１年以内を目途として講ずるものとされた。

③ 政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和７年法律第３号）

政治資金監視委員会等の設置（政治資金監視委員会及び両院合同協議会の設置）

（注）いわゆる「プログラム法」であり、今後委員会の設置等のための法律の整備が行われることとされている。

なお、本委員会での採決に先立ち、理事会において、「企業・団体献金禁止法案については、衆議院政治改革特別委員会において精力的に議論を行い、令和６年度末までに結論を得る。」との申合せがなされた。

(3) 令和７年における議論

令和６年12月改正に際しての理事会申合せを受け、企業・団体献金について、第217回国会（常会）及び第219回国会（臨時会）において、本委員会で精力的に議論が行われたが、結論を得るに至らず、令和８年１月23日（第220回国会（常会））の衆議院解散により各会派から提出された各法律案はいずれも廃案となった[19]。

４　選挙等をめぐる最近の動き

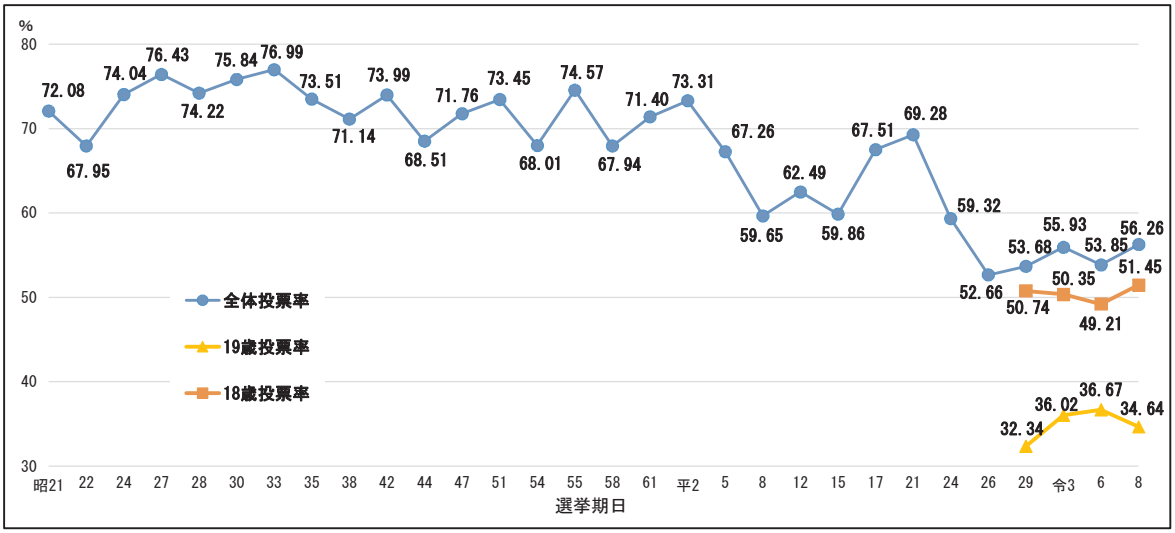
(1) 投票率の低下

国政選挙・地方選挙を通じて投票率は低下傾向にあり、特に若年層で低下が著しくなっている。

第51回衆議院議員総選挙（令和８年２月８日執行）における投票率（小選挙区選挙）は、56.26％で、前回の総選挙（令和６年10月27日）から2.41ポイント増加した。このうち18歳の投票率は51.45％、19歳の投票率は34.64％であり、前回と比べて、18歳は2.24ポイント増加したものの、19歳は2.03ポイント減少となり、全体の投票率と比較すると依然低水準となった。

[19] 各会派から提出され廃案となった政治資金制度関係の法律案は次のとおりである（【　】内は提出会派）。
①政治資金規正法の一部を改正する法律案（第216回国会衆法第９号）【立憲・維新・参政・保守】
②政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（第216回国会衆法第12号）【国民】
③政治資金規正法等の一部を改正する法律案（第216回国会衆法第13号）【立憲】
④政治資金規正法の一部を改正する法律案（第217回国会衆法第４号）【自民】
⑤政治資金規正法の一部を改正する法律案（第217回国会衆法第５号）【自民】
⑥政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（第217回国会衆法第21号）【立憲・維新・有志・参政】
⑦政治団体における複式簿記の導入に関する法律案（第217回国会衆法第55号）【維新】
⑧政治資金規正法の一部を改正する法律案（第219回国会衆法第２号）【国民・公明】
⑨政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案（第219回国会衆法第８号）【自民・維新】

（図表）衆議院議員総選挙における投票率の推移



※令和８年総選挙の結果は、速報値である。また、18歳及び19歳投票率は、抽出調査による数値である。
（注）平成８年以降は、小選挙区選挙の結果である。
（出所）総務省資料をもとに当室作成

投票率の低下については国会で、過疎化や市町村合併等により投票所が減少したこと、政治的関心が低下していること等がその要因として指摘されている[20]。このような問題への対策として、投票機会の確保については投票環境の向上に向けた取組が、政治的関心の低下への対策については主権者教育の拡充等の取組が行われている[21]。

(2) 投票環境の向上方策

総務省では、平成26年５月12日から「投票環境の向上方策等に関する研究会」を開催し、投票率の向上を図るため、有権者が投票しやすい環境の整備等について検討が行われた。

同研究会では、投票環境に関する課題として、郵便等による不在者投票（郵便等投票）の対象者の拡大及び在外投票の利便性向上（インターネット投票）等が検討された。

ア　郵便等投票の対象者の拡大

同研究会は、平成29年６月13日に報告を公表し[22]、郵便等投票の対象者のうち要介護者について、現状では要介護５の者に限られている対象を要介護３及び要介護４の者まで拡大することを提言した[23]。

第196回国会（常会）の平成30年５月18日、自由民主党は、憲法改正推進本部と選挙制度調査会の合同会議において、郵便等投票の対象者を要介護３及び要介護４の者まで拡大す

[20] 第210回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第６号（令4.11.8）、第189回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第４号（平27.5.29）等

[21] 総務省「主権者教育に関する取組事例集」（令和６年３月）

[22] 総務省「投票環境の向上方策等に関する研究会　報告（高齢者の投票環境の向上について）」（平成29年６月13日）

[23] 対象が拡大すれば、郵便等投票の対象者は約187万人（要介護３の者：約95万人、要介護４の者：約92万人）増えることが想定される（厚生労働省ＨＰ「介護保険事業状況報告（暫定）」（令和７年10月分））。

る公職選挙法改正案を了承し、同日、公明党も憲法調査会などの合同会議において同改正案を了承した。自公両党は、同改正案について野党（当時）に賛同を呼びかけ、共同で国会に提出することを目指すとした[24]が、第220回国会まで提出には至っていない。

イ　在外インターネット投票の検討

同研究会は、投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上や選挙における選挙人等の負担軽減等に関し、ＩＣＴの利活用などによりいかなる取組ができるかを検討し、平成30年８月10日に報告を公表した[25]。同報告において、「在外投票の利便性向上（インターネット投票）」については、一定の対応方策を講じることにより、実現に向けた技術面・運用面の大きな課題は解決できること等が示された。

これを受け、総務省は、令和２年１月末から２月上旬に全国５市区町[26]で実証実験を行うなど、在外選挙のインターネット投票について調査研究を進めている。

令和７年５月22日（第217回国会（常会））、村上総務大臣（当時）は衆議院総務委員会において、インターネット投票は、システムのセキュリティー対策のほか、確実な本人確認や投票の秘密保持、自由意思によって投票できる環境の確保といった選挙特有の課題に対応する必要があり、また、新たな投票方法の導入は選挙制度の根幹に関わることから、選挙の公正確保の観点も含めて各党各会派で十分議論しまとめていただきたい旨答弁した[27]。

内容についての問合せ先
第二特別調査室　花房首席調査員（内線68720）

[24] 『読売新聞』『毎日新聞』等（平30.5.19）、第203回国会衆議院憲法審査会議録第４号４頁（令2.12.3）北側一雄議員答弁

[25] 総務省「投票環境の向上方策等に関する研究会　報告」（平成30年８月10日）

[26] 岩手県盛岡市、千葉県千葉市、東京都世田谷区、和歌山県有田川町、福岡県小郡市

[27] 第217回国会衆議院総務委員会議録第15号（令7.5.22）